

## 日本建築検査協会株式会社 NICE WEB・電子申請システム 利用規約

### (目的)

第1条 本規約は、日本建築検査協会株式会社（以下「JCIA」といいます。）が運営する構造適判のNICE WEB申請システム（以下「NICEシステム」といいます。）の利用にあたって必要な事項を定めるものです。

### (用語の定義)

第2条 本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによります。

- (1) **NICE WEB 申請** インターネットを利用してデータを送信することにより事前相談及び本申請を行うことをいいます。
- (2) **利用者登録** NICEシステムの利用に必要な利用者ID及びパスワードの発行のために本システムを利用して氏名、メールアドレス等の登録を行うことをいいます。
- (3) **利用者** NICEシステムを利用して、事前相談及び本申請を行う個人及び法人等をいいます。
- (4) **利用者ID** 利用者を特定するため、利用者登録時にJCIAが付与する一意の符号をいいます。
- (5) **パスワード** 利用者を特定する際のセキュリティを目的として、利用者が指定し、管理する符号をいいます。
- (6) **電子ファイル** NICEシステムを利用して添付する書類等をいいます。
- (7) **入力情報** NICEシステムに入力した物件情報をいいます。

### (規約への同意)

第3条 NICEシステムは、この規約に同意されていることを前提に提供するものとし、利用の前に必ず本規約の内容を確認していただき、この規約に同意できない場合には利用できないものとします。

なお、NICEシステムを利用された方は、本規約に同意したものとみなします。

### (利用者の責任)

第4条 利用者は自己の責任と判断に基づき、NICEシステムを利用し、利用によって生じる各種情報を管理するものとします。

- 2 利用者は、NICEシステムを利用するために必要な機器及び環境を自己の責任と負担において準備し、それらの管理を自己の責任において行うものとします。
- 3 利用者は、NICEシステムの利用に際して、使用する機器についてセキュリティ対策に努めるものとします。

- 4 利用者は、NICE システムの機能を用いて電子ファイルを登録する場合は、必ず事前にウイルスチェックを行うものとします。ウイルスチェックに使用するアプリケーションの種類は指定しませんが、常に最新のパターンファイルを適用することとします。
- 5 利用者は、登録した利用者情報の内容に変更が生じた場合は、遅滞なく変更を行うものとします。

(利用可能時間)

- 第 5 条 NICE システムは、原則、24 時間 365 日利用可能とします。ただし、保守・点検により、利用者に事前通告することなく、NICE システムの一部又は全部を停止し、休止、中断を行うことがあります。
- なお、JCIA における NICE システムへのアクセスは、JCIA の営業時間中となりますので、あらかじめご了承ください。

(禁止事項)

- 第 6 条 NICE システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。
- (1) NICE システムを JCIA への申請以外の目的で利用すること。
  - (2) NICE システムに対し、不正にアクセスすること。
  - (3) NICE システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
  - (4) NICE システムに対し、ウイルスに感染したファイルを送信すること。
  - (5) 虚偽の利用登録による利用者 ID の取得及び当該利用者 ID により申請・届出手続きを行うこと。
  - (6) 他人の利用者 ID、パスワード等を不正に使用すること。
  - (7) その他法令等に反すると認められる行為をすること。
  - (8) その他故意・過失に係わらず JCIA の WEB 申請業務に支障が生じること。

(利用の停止又は制限)

- 第 7 条 JCIA は、利用者が前条の各項のいずれかに該当する行為を行った場合又は行ったと疑うに足りる相当な理由がある場合は、利用者に事前に通知し NICE システムの利用を停止又は制限することができるものとする。
- 2 JCIA は、下記のいずれかに該当する場合は、利用者への事前通知又は承諾なくして、本システムを停止又は制限をできるものとします。
- (1) 災害、停電、その他本システムを継続することが困難になった場合。
  - (2) システム保守点検、その他本システム運営上必要がある場合。
  - (3) その他、JCIA が必要と判断した場合。

(利用者登録の却下)

第 8 条 JCIA は、利用者による NICE システム利用者登録の申請が行われた場合において、諸事情により第 6 条第 (8) 項に該当することが予想されると判断する場合は、申請につき承認しないことができるものとします。

(システムの利用可能文字)

第 9 条 NICE システムにおいて使用可能な文字は以下の各号に掲げるもののみとし、その他の外字、期首依存文字の使用は不可とします。

- (1) 半角英数文字及び記号は、JISX-0201-1997 を使用する。
- (2) 全角漢字は、JIS 第一水準感字若しくは JIS 第二水準漢字を使用する。
- (3) カタカナを使用する場合は、全角カナをしようする。

(個人情報保護)

第 10 条 JCIA が、NICE システムを提供する上で知り得た利用者の情報、入力情報、電子ファイル及び利用履歴の取り扱いについては、JCIA の「個人情報保護方針」に準ずるものとします。

(問い合わせ)

第 11 条 NICE システムの利用に関する問い合わせの連絡先については、JCIA ホームページに示します。

(免責事項)

第 12 条 JCIA は、利用者が NICE システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害について一切の責任を負わないものとします。

2 JCIA は、NICE システムの改修及び運用の停止、休止又は中断を行ったことによって生じたいかなる損害に対しても一切の責任を負わないものとします。

3 JCIA は、NICE システムに障害が発生したときには、早急な復旧に努めますが、このことによって生じたいかなる損害に対しても一切の責任を負わないものとします。

(著作権)

第 13 条 NICE システムに含まれるプログラム及びその著作物に関する著作権は、国際著作権条約及び日本国の著作権関連法令によって保護されています。NICE システムに含まれるプログラム及びその他著作権の修正、複製、改ざん、販売等の行為及びリバースエンジニアリングを禁じます。

(準拠法及び管轄)

第 14 条 本規約は日本国法に準拠するものとします。

- 2 NICE システムの利用に関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(本規約の変更)

第 15 条 JCIA は、必要があると認めるときは、利用者に事前に通知することなく、本規約を変更できるものとします。

- 2 JCIA は、本規約の変更を行った場合には、速やかに JCIA ホームページのトップページ「お知らせ」に掲示するものとします。
- 3 前項の掲示後、利用者が NICE システムを利用した場合には、変更後の本規約に同意したものとみなします。

(附則)

この規約は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日に改定する。